

# 小城市成年後見 サポートセンターが お手伝いできること

## 相談

判断能力が不十分な方の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。成年後見制度の利用が必要であるかを検討し、今後の方向性について一緒に考えていきます。

相談内容によっては、必要な関係機関と連携し、相談者が安心して生活できるように支援をします。

## 普及・啓発

成年後見サポートセンターの役割や成年後見制度を知っていただくためにチラシを配布し、判断能力が低下する前から、成年後見制度の利用を検討できるように、広く情報発信します。

自治会や民児協、地域のサロンなどへ出向き、成年後見制度についての出前講座を行います。

## 地域連携ネットワーク

地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援の充実を図っていきます。

誰もが成年後見制度を利用しやすくするために、様々な関係機関や地域と連携していきます。



# 小城市成年後見サポートセンター

小城市成年後見サポートセンターでは、高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせるように、成年後見制度についての相談や利用のお手伝いをしています。



このようなことで、不安や心配を抱えていませんか？

## 財産に関すること

- 物の忘れがあり、自分でお金の管理が不安。
- 訪問販売や悪質商法の被害を頻繁に受けている。
- 年金が本人のために使われていない。

## 契約に関すること

- 福祉のサービスを利用したいが、自分で契約の手続きが不安。
- 施設の入所を考えているが一人で決めることが不安。
- 離れて暮らしている親が訪問販売や悪質被害にあっていないか心配。

## 将来に関すること

- 自分に何かあったときに、障がいのある息子の生活が心配…。
- 身寄りがないので今後のことが不安。
- 頼れる親がいなかったため障害のある子どもが心配。

## 制度利用に関すること

- 成年後見制度を利用したいが、手続きが難しそう…。
- 成年後見制度についてくわしく知りたい。

## 社会福祉法人小城市社会福祉協議会 小城市成年後見サポートセンター

〒845-0002  
小城市小城町畑田750番地  
小城保健福祉センター「桜楽館」内  
TEL: 0952-73-2700

受付時間 平日8:30~17:15  
土・日・祝日・年末年始は休み



お気軽にご相談ください。

# 成年後見制度とは・・・

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

成年後見人等が本人の意思を尊重し、その人にふさわしい生活が送れるようにお手伝いをします。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの制度があります。

## 法定後見制度

判断能力が不十分となった後に、家庭裁判所に申し立てることにより、後見人等を選任する制度です。本人の判断能力の状態によって「補助」「保佐」「後見」に分類されます。

類型	後見	保佐	補助
対象となる人	買い物などの日常生活や財産管理などが一人では難しい方	日常の買い物程度は一人でできるが、重要な財産管理などはできない方	契約行為はおおむね理解できるが、重要な財産管理は誰かの援助が必要な方
審判開始の要件	本人の同意は不要	本人の同意は不要	本人の同意が必要
支援をする人	成年後見人	保佐人	補助人
支援をする人に与えられる権限	代理権 ※1	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
	同意権 取消権 ※2	本人が行うすべての法律行為	法律上定められた重要な行為 ※3
			本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為

- ※1 ご本人の居住用の不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。
- ※2 成年後見人・保佐人・補助人が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為は含まれません。
- ※3 民法第13条第1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築等)の一部に限ります。

## 任意後見制度

将来、判断能力が低下した場合に備えて、財産の管理や病院・施設への入退所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ自らが選び、公正証書により契約を結ぶ制度です。

### 公証役場

あらかじめ任意後見受任者を選定し、公正証書にて任意後見契約を結びます。

判断能力が低下してきたら・・・

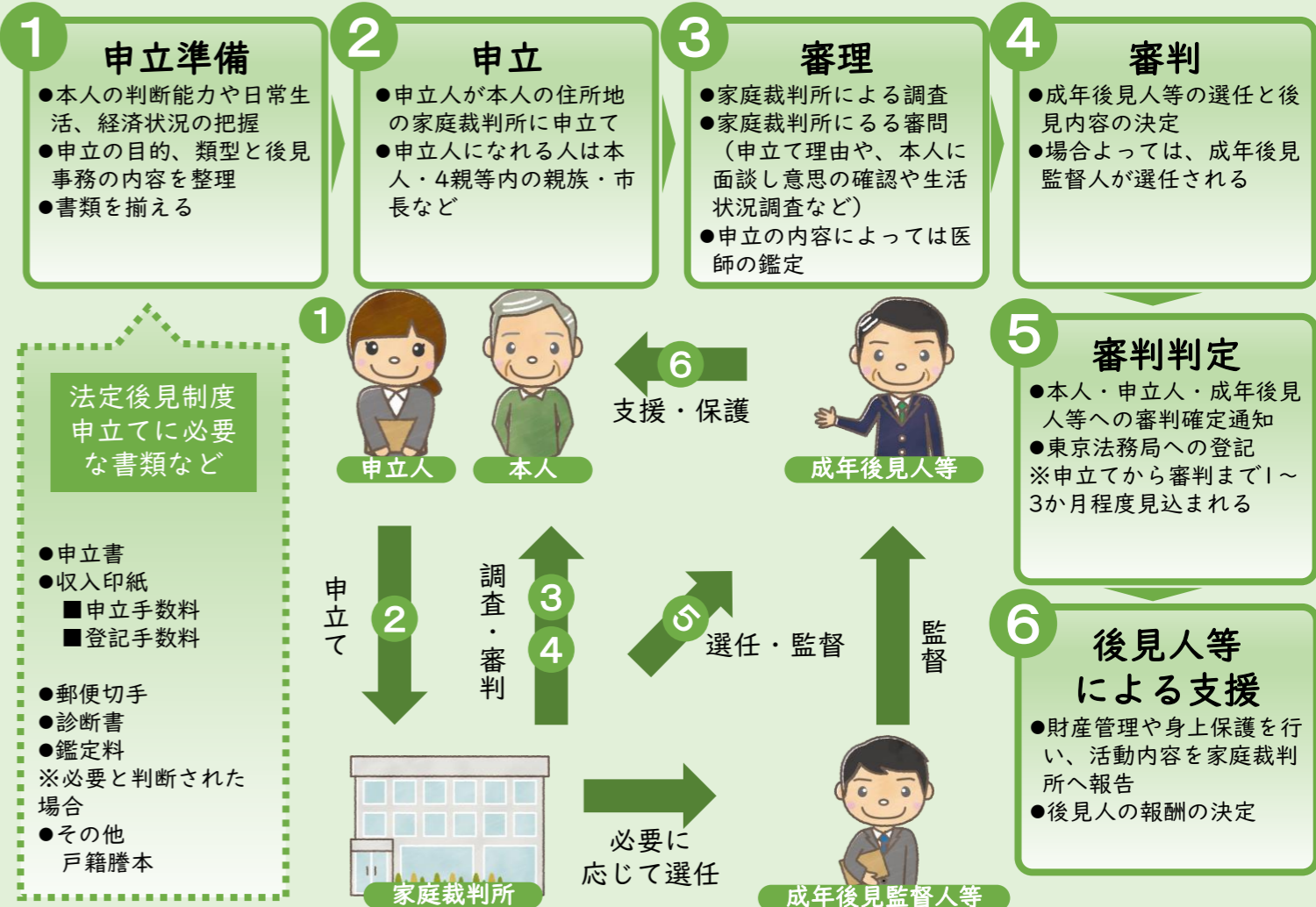
### 家庭裁判所

任意後見監督人の選任の申立て  
↓  
任意後見監督人の選任  
↓  
任意後見契約の効力発生

### 佐賀公証人合同役場

〒840-0801  
佐賀市駅前中央1-5-10  
朝日生命駅前ビル7階  
TEL：0952-22-4387

## 手続の流れ



## 手続にかかる費用

### 法定後見制度

	登記	保佐	補助
申立手数料(収入印紙)	800円	800円※1	
登記嘱託手数料(収入印紙)	2,600円		
その他	診断書※2 戸籍謄本450円 連絡用切手※3 鑑定料※4	登記されていないことの証明書：300円	

- ※1 保佐や補助の申立てによ代理権や同意権、取消権を付与する場合には、各800円の追加手数料が必要となります。
- ※2 発行される病院により金額が異なります。 ※3 申立てされる家庭裁判所にご確認ください。
- ※4 鑑定料は個々の事案によって、異なりますが、ほとんどの場合は10万円以下となっております。

### 任意後見制度

公正証書作成基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400円
法務局に納付する印紙代	2,600円
その他	本人らに交付する正本等の証書代、登記嘱託書郵送用の切手代等

上記費用とは別に、任意後見監督人選任の申立てが必要となります。契約内容によっては、任意後見人に対する報酬の支払いが必要となります。